

菰野町総合評価方式ガイドライン

令和 6 年 4 月

菰野町

菰野町総合評価ガイドライン

1. 総合評価方式の概要と意義

総合評価方式とは、価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する落札方式です。この方式の導入により、過度な価格競争による工事品質の低下を防ぎ、技術力の高い優良な建設業界の発展を図ることができると期待されます。

菰野町においては、町政運営の懸念である災害に対する備え、地域共生を念頭に、技術力ある企業であることに加え、地域精通度・貢献度、社会貢献度により評価し、地域からの信頼があり、社会的責任を果たしている企業と共にまちづくりを深化することができます。

2. 総合評価の対象と方式

菰野町における総合評価方式の対象は、菰野町条件付き一般競争入札による建設工事発注基準：土木一式工事（区分E以上）、舗装工事（区分D以上）及び電気工事（区分C以上）のうち、価格及び価格以外の要素を一体として評価することが適当と認められるものとし、当面は「特別簡易型」により実施します。

3. 落札者決定方法

下記の計算式により評価値を算出し、判定を行います。評価値の最も高い者が落札候補者となります。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \times 10,000,000$$

※小数点第6位以下切り捨て

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

（1）標準点及び加算点

①標準点

菰野町低入札価格調査実施要綱に規定する低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）以上の入札の場合、標準点を「100点」とし、調査基準価格未満の場合は「95点」を付与する。

②加算点

各評価項目の評価に応じ採点した得点の合計を次式のとおり換算して加算点を算出する。

$$\text{加算点} = \text{得点の合計} \times \text{加算点満点} \div \text{換算前加算点満点}$$

※加算点は小数第3位以下を切り捨て

③換算前加算点満点

各評価項目の小項目における配点の満点を合計したもの。

④加算点満点

得点の合計を換算し、加算点を算出するための数値。

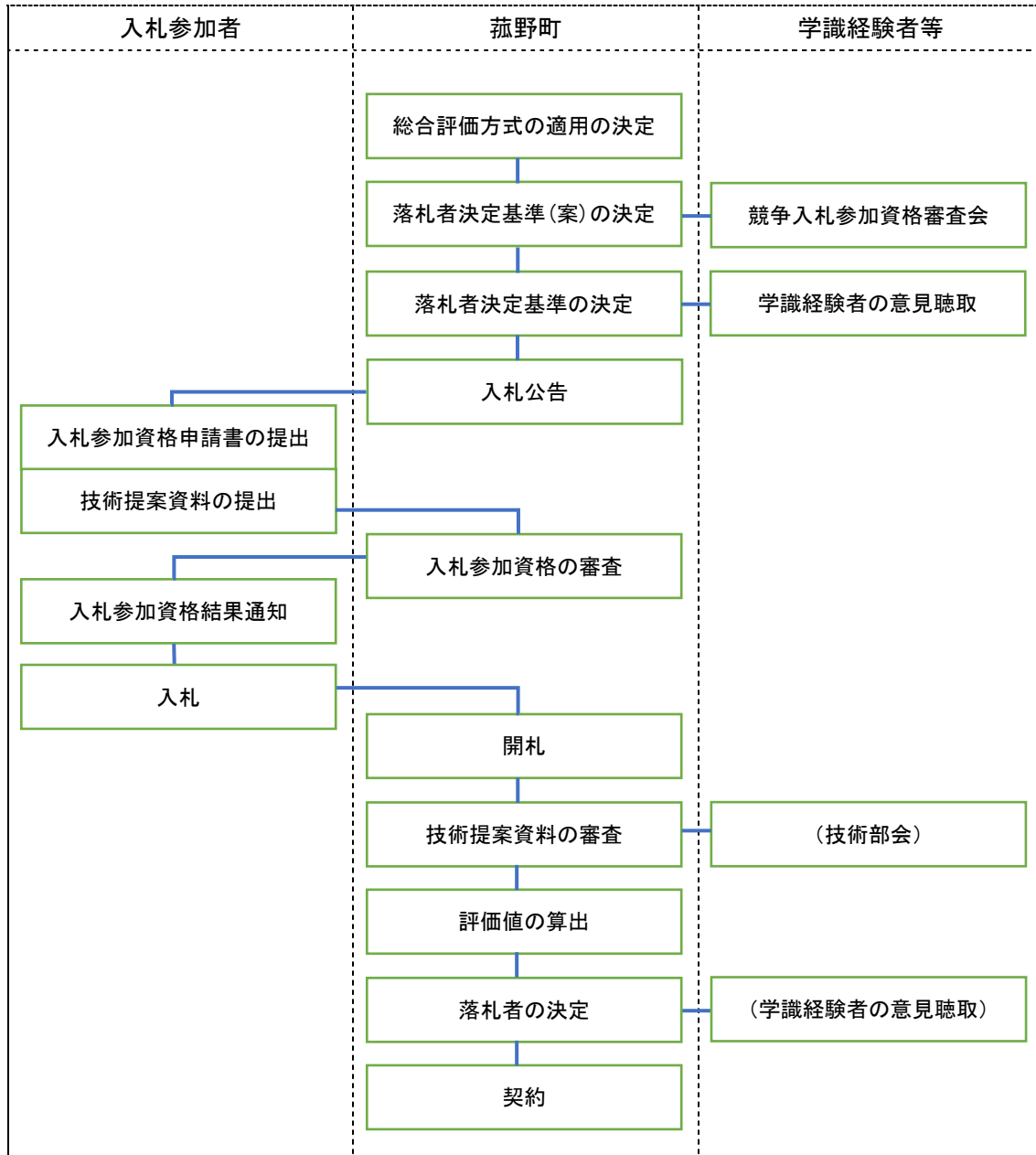
(2) 入札の流れ

特別簡易型の場合、入札参加者は入札時に加算点の算出を行うために必要な評価項目の自己評価（自己採点）を行い、入札します。開札後、速やかに価格以外の評価値と合わせて計算を行い、落札候補者を決定します。落札候補者決定後は、自己評価に誤りが無いか技術提案（自己評価等資料）を用いて審査・確認した上で、最終的に加算点を算出し、自己評価に誤りがなければ、当該落札候補者を落札者とします。なお、落札候補者が提出した技術提案の内容確認の結果、落札候補者の入札の無効が判明した場合には、平成27年4月に発出した「見積内訳書の取扱いについて」の『4. 見積内訳書の審査・確認について』に準じ、当該入札事務及び同日開札の他の入札における入札結果を妨げないものとします。

簡易型の場合は、技術部会の審査を経て落札者を決定します。

※自己評価が過大評価されていた項目（小項目）については、0点と評価します。過少評価されていた項目については、提出された自己評価をそのまま採用します。

＜入札の流れ＞



(3) 注意事項

- ①入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
- ②入札価格が菰野町低入札価格調査実施要綱に規定する失格基準価格を下回った場合は失格とし、評価を行いません。
- ③落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことについての調査（低入札価格調査）を行います。
- ④評価値が最も大きい者が、2者以上ある場合はくじ引きにより落札候補者を決定します。
- ⑤調査の結果、資格が無いと認められる場合は、次順位者を落札候補者として

同様の調査を実施します。

【落札者決定例①】

予定価格 73,088,000円
 調査基準価格 66,150,000円
 失格基準価格 63,890,000円
 加算点満点 15点
 換算前加算点満点 130点

	A社	B社	C社	D社	E社
入札価格	63,890,000	66,150,000	66,150,000	66,200,000	66,280,000
標準点	95	100	100	100	100
加算点	10.61	11.53	11.65	11.76	11.88
加算点満点	15				
換算前得点	92	100	101	102	103
換算前加算点満点	130				
標準点＋加算点	105.61	111.53	111.65	111.76	111.88
評価値	16.52997	16.86016	16.87830	16.88217	16.87990
順位	5	4	3	1	2

4. 評価の方法

総合評価方式における評価項目、評価基準等について、基本事項を以下に定めます。また、標準となる型は別表に示すものとしますが、業種や予定価格等を踏まえ、公告案件に応じて、評価項目、配点、組み合わせの見直しや追加項目の設定等を行う場合があります。

(1) 地域精通度・貢献度

小項目	評価基準	配点
本店所在地	菰野町内	10
	菰野町外	0

・「本店及び建設業法上の主たる営業所」、「建設業法上の営業所」、「工場」等の所在地により評価する。ただし、本店等の所在地を変更した企業は、公告月前の36か月間に18か月以上連続した所在地がある場合はその所在地で評価し、ない場合は評価しない。

小項目	評価基準	配点
施工地域における工事	菰野町内における工事实績有り	5

実績	工事实績無し	0
----	--------	---

- ・菰野町内において、元請として受注し、過去5年度及び当該年度の入札公告日までに完成し、かつ引き渡しが進んでいる契約金額2,500万円以上の工事实績の有無により評価する。
- ・評価対象の工事实績は1件とし、コリンズに登録された公共機関発注の工事に限る。

小項目	評価基準	配点
雪氷業務元請実績	有り	5
	無し	0

- ・前年度の町内路線雪氷対策業務を三重県又は菰野町との間で元請契約している者を対象とする。

小項目	評価基準	配点
公共施設美化活動実績	有り	3
	無し	0

- ・「公共施設美化活動」とは、三重県県土整備部が定める住民参加にかかる事業（河川・海岸美化ボランティア活動推進事業、道路美化ボランティア活動助成事業、フラワーオアシス推進事業、ふれあいの道事業）を指す。
（確認は、三重県に提出された活動報告の写しにより行います。）
- ・過去2年度において、菰野町内における公共施設美化活動の活動実績の有無により評価する。

小項目	評価基準	配点
災害協定の評価	菰野町との災害協定有り	3
	無し	0

- ・菰野町との「災害時における応急対策業務に関する協定」の有無により評価する。

小項目	評価基準	配点
建設機械の保有状況	1台につき0.5点（上限5点）	5
	無し	0

- ・経営事項審査（入札公告日において有効なもの）における「建設機械の保有状況一覧表」に記載の台数により評価する。

（2）社会貢献度

小項目	評価基準	配点
-----	------	----

①次世代育成支援活動実績	左記の①～⑧のうち、該	
②男女共同参画活動実績	当する項目数	
③障がい者雇用実績	5 項目	6
④環境マネジメントシステム	4 項目	5
⑤人権に関する取組実績	3 項目	4
⑥「みえる・わかる・つながる！職業 ポータルサイト」Webページへの登録	2 項目	3
	1 項目	2
⑦現場見学会等の開催実績	該当なし	0
⑧不当要求防止責任者講習の受講実績		

下記の実績（認証取得）の該当項目数により評価する。

①次世代育成支援活動実績

- ・育児休業制度が就業規則等に規定されている場合に評価する。

②男女共同参画活動実績

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している場合に評価する。

③障がい者雇用実績

- ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者雇用の有無により評価する。

④環境マネジメントシステムの認証

- ・ISO14001、M-EMS（ステップ2）、M-EMS（ステップ1）のいずれかの認証取得があれば評価する。
- ・ISO14001とM-EMSに複数の認証を受けている場合でも1項目の実績として評価する。
- ・当該工事の入札に参加する者が認証を受けている場合に評価する。

⑤人権に関する取組実績

- ・「三重県が開催する人権に関する研修の受講実績のある場合」または、「公正採用選考人権啓発推進員の選任をしている場合」に評価する。

⑥「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページへの登録・

- 当該工事の入札に参加する者が、「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページにインターンシップ受入情報を登録している場合に評価する。
- ・Webページ登録項目のうち「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の項目が全て記載されている場合に評価する。

⑦現場見学会等の開催実績

- ・当該工事の入札に参加する者が、単独又は共同企業体構成員として受注した三重県内の工事において、小学校、中学校、高等学校等の教育機関を対象に社会に貢献する建設業の役割の理解や次世代を支える若者たちの建設業への興味や関心を高めることを目的として現場見学会を開催した場合、及び、同

目的で出前講座、実習授業を開催した場合に評価する。ただし、10名以上の参加が見込めない場合（小規模な学校や学校側との調整の結果参加者が10名未満となった場合）は、参加者が10名未満でも評価する。

- ・過去5年から当該工事の入札公告日までの開催実績を評価する。
- ・評価対象の現場見学会の実績は、官民の別は問いません。

⑧不当要求防止責任者講習の受講実績

- ・当該工事の入札に参加する者が、不当要求防止責任者を選任し、三重県公安委員会（（公財）暴力追放三重県民センター）が開催する不当要求防止責任者講習の受講実績がある場合に評価する。
- ・「不当要求防止責任者講習の受講実績」は、過去3年から当該工事の入札公告日までの受講実績を評価の対象とする。

小項目	評価基準	配点
町内業者による施工	すべて町内業者による施工	5
	80%以上が町内業者による施工	3
	上記以外	0

- ・自社及び町内業者による施工の割合を評価する。町内業者とは、町内に本店を有する者を指す。
- ・契約後及び検査時に施工体制台帳、施工体系図及び下請負契約書の写し等で確認する。
- ・下線部は業種・工事内容に応じて変更する。

（３）企業の雇用に関する取組

小項目	評価基準	配点
取組①過去4年度の間に「ユースエール認定制度」に認定されたことがある	取組①②いずれかの取組実績あり	2
取組②「みえの働き方改革推進企業登録制度」に登録されている	取組実績無	0

（４）企業の技術力等

小項目	評価基準	配点
企業の工事实績	評価対象工事（同種工事）の実績有り	20
	評価対象工事（類似工事）の実績有り	15
	無	0

- ・三重県内において、単独又は共同企業体構成員（出資比率20%以上に限る）の元請として受注し、平成20年度以降に完成し、かつ、引渡しが進んでいる契約金額5,000万円以上の工事实績の有無により評価する。

- ・評価対象の工事实績は1件とし、コリンズに登録された公共機関等発注の工事に限る。
- ・下線部は業種・工事内容に応じて変更がある。

小項目	評価基準	配点
企業が自ら選んだ過去5年度の菰野町の工事成績点を評価	85点以上	20
	75点以上85点未満 配点= (申告工事成績点-75点) +10点	5
	75点未満	10
	無し	0

- ・申告工事成績点は以下の計算式により算出し、その数値を評価する。ただし、85点以上の場合は20点、75点未満の場合は10点とする。
- ・申告工事成績点を算出するために使用する工事成績点（菰野町の工事成績点）については、90点満点のものを100点満点に換算するものとする。（小数点以下切り捨て）
- ・過去5年度及び当該年度の入札公告日までに菰野町が通知した同業種の成績点のうち、申告された任意の件数（n件）の合計に75点を加え、n+1で割った値とする。ただし、申告できるのは10件までとする。

$$\text{申告工事成績点} = (\text{申告された} n \text{ 件の評定点の合計} + 75) \div (n + 1)$$
（小数点以下切り捨て）
- ・工事が複数年度に渡る場合は、通知日を基準とする。

小項目	評価基準	配点
品質マネジメントシステムの認証	認証有り	3
	認証無し	0

- ・ISO9000Sの認証取得の有無により評価する。
- ・当該工事の入札に参加する者が認証を受けている場合に評価する。

小項目	評価基準	配点
労働安全衛生マネジメントシステムの認証	認証有り	5
	認証無し	0

- ・労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン（建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインを含む）に沿った取組の有無により評価する。
- ・当該工事の入札に参加する者が認証を受けている場合に評価する。

小項目	評価基準	配点
事業継続計画（BCP） 策定の有無	有り	2
	無し	0

- ・当該工事の入札に参加する者が、三重県「建設企業における災害時の事業継続計画登録制度（三重県建設BCP登録制度）」により、事業継続計画の登録確認証または継続確認証が交付されている場合に評価する。

小項目	評価基準	配点
契約件数	0 件	10
	1 件	5
	2 件以上	0

- ・入札公告日における菰野町から受注した契約金額5,000万円以上の手持工事の契約件数により評価する。

（５）技術者の能力

小項目	評価基準	配点
主任（監理）技術者又は現場代理人としての 工事実績	評価対象工事（同種工事）の実績有り	10
	評価対象工事（類似工事）の実績有り	5
	無	0

- ・配置予定技術者が主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した工事のうち、単独もしくは共同企業体構成員（出資比率20%以上に限る）の元請として受注し、平成20年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる契約金額5,000万円以上の評価対象工事の実績の有無により評価する。
- ・主任（監理）技術者又は現場代理人としての実績とは、対象となる従事期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績とする。
- ・評価対象の工事実績は1件とし、コリンズに登録された公共機関等発注の工事に限る。

小項目	評価基準	配点
技術士、1級施工管理技士又は国土交通大臣が建設業法第15条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者の資格	資格保有	5
	上記以外	0

- ・配置予定技術者の資格の保有状況により評価する。

小項目	評価基準	配点
登録基幹技能者の配置（電気工事）	資格保有	5
	上記以外	0

- ・評価の対象とする登録電気工事基幹技能者は、入札に参加する者又は下請予定企業が雇用する者とし、当該工事に申請する配置予定技術者は評価の対象としない。
- ・登録電気工事基幹技能者とは、国土交通省に登録した機関が実施する登録電気工事基幹技能者講習を修了したことを証明する、「登録電気工事基幹技能者講習修了証」を有する者を指す。

小項目	評価基準	配点
各団体が発行するCPDの取組実績	推奨単位以上	5
	推奨単位の1／2以上	3
	上記以外	0

- ・配置予定技術者が建設系CPD協議会加盟団体（建築関係業種については建築CPD運営会議の加盟団体を含む）で証明、認定されたCPD単位の取得状況により評価する。
- ・取得単位の評価は加盟団体のうちいずれか1団体の証明書等に限る。
- ・証明発行団体以外の取得単位は、CPD単位の相互承認を受け、証明書発行団体の証明に含めることも可能とする。

（6）企業の地域力

小項目	評価基準	配点
町内在住の常時雇用者数	1名につき0.5点（上限5点）	5
	上記以外	0

- ・常時雇用している者（事務職も可）のうち、菰野町が発行した入札公告日直近の「給与所得等に係る市民税・町民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に記載された人数により評価する。・

小項目	評価基準	配点
技術士、1級施工管理技士、又は国土交通大臣が建設業法第15条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者の数	1名につき0.5点（上限5点）	5
	上記以外	0

- ・技術職員名簿に登録されている者のうち、有資格者数により評価する。
- ・入札公告日において、6か月以上にわたり雇用されていること。

小項目	評価基準	配点
菰野町消防団への入団	菰野町消防団に入団している者がいる	3
	菰野町消防団に入団している者がいない。	0

- ・ 常時雇用している者のうち、菰野町消防団に入団している者の有無により評価する。
- ・ 入札公告日において、6か月以上にわたり雇用されていること。

小項目	評価基準	配点
三重とこわか健康経営カンパニー	認定有り	3
	認定無し	0

- ・ 当該工事の入札に参加する者が、三重県が推進する「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」制度において、認定がある場合に評価する。

小項目	評価基準	配点
職場体験学習受け入れ実績	実績有り	3
	実績無し	0

- ・ 前年度及び当該年度の入札公告日までにおいて、町立中学校が実施している職場体験学習の受け入れ実績の有無により評価する。

小項目	評価基準	配点
工事現場へのAEDの設置	有り	3
	無し	0

- ・ 当該工事の現場におけるAEDの設置を申告により評価する。
- ・ 設置状況写真、機材の点検報告書（写）等での実績確認を行う。

小項目	評価基準	配点
水防訓練への参加実績	有り	5
	無し	0

- ・ 前年度及び当該年度の入札公告日までにおいて、菰野町が実施する水防訓練への参加実績により評価する。

小項目	評価基準	配点
配置予定技術者の若手登用	配置予定技術者の年齢が39歳以下	5
	上記以外	0

- ・ 入札公告日において、配置予定技術者の年齢が39歳以下である場合評価する。

小項目	評価基準	配点
配置予定技術者の住所地	菰野町内	5
	上記以外	0

- ・入札公告日において、配置予定技術者が1年以上継続して菰野町内に住所を有する（住民基本台帳に記載されている）場合、評価する。

小項目	評価基準	配点
企業が自ら選んだ過去5年度の菰野町工事における配置予定技術者が担当した工事成績	85点以上	20
	75点以上85点未満 配点=（申告工事成績点－75点）＋10点	5
	75点未満	10
	無し	0

- ・申告工事成績点は以下の計算式により算出し、その数値を評価する。ただし、85点以上の場合は20点、75点未満の場合は10点とする。
- ・申告工事成績点を算出するために使用する工事成績点（菰野町の工事成績点）については、90点満点のものを100点満点に換算するものとする。（小数点以下切り捨て）
- ・配置予定技術者が過去5年度及び当該年度の入札公告日までに担当した菰野町が通知した工事（業種は問わないが、当該工事の入札に参加する企業に所属している期間に主任（監理）技術者として担当した場合に限る。）の評定点のうち、申告された任意の件数（n件）の合計に75点を加え、n＋1で割った値とする。ただし、申告できるのは10件までとする。

$$\text{申告工事成績点} = (\text{申告された } n \text{ 件の評定点の合計} + 75) \div (n + 1)$$
（小数点以下切り捨て）
- ・工事が複数年度に渡る場合は、通知日を基準とする。

※雇用に関係する項目において、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、6か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

※後日、虚偽の申告が判明した場合、ペナルティの対象となります。その場合、翌年度発注の総合評価において減点対象となるほか、指名停止や不完全履行による賠償金請求等の措置を行うことがある。

※「三重県総合評価方式評価項目事前確認登録について」の対象項目に該当する場合は、評価項目事前確認結果登録通知書の写しを提出することで、評価

項目の確認資料の提出を省略できるものとします。

5. 低入札価格調査制度の適用

総合評価方式においては、地方自治法施行令第167条の10の2及び菰野町低入札価格調査実施要綱を適用します。調査基準価格を下回った入札を行った者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し、菰野町低入札価格調査実施要綱及び菰野町低入札価格調査マニュアルに基づく調査後に落札者を決定します（図1）。

調査基準価格を下回り契約をする場合は、契約保証金、前払金及び技術者の配置について制限があります。なお、調査基準価格、失格基準価格については、菰野町低入札価格調査実施要綱において規定された算出式により算出します。また、入札時に届出を行い、調査基準価格を下回って落札候補者になった場合は辞退することができます。

調査基準価格未満での契約における適用項目

- (1) 契約保証金を契約金額の10分の3以上とすること。
- (2) 前金払の限度額を契約金額の10分の1とすること。
- (3) 配置予定技術者に加え、専任の担当技術者を追加して配置すること。

6. 評価項目等の公表

手続きの透明性・公平性を確保するため、評価項目・評価基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札公告において明らかにし、入札者の提示した技術提案等の評価及び落札結果等については以下の事項を公表します。

- (1) 商号又は名称
- (2) 入札価格
- (3) 加算点（技術評価点）内訳表
- (4) 評価値

7. ペナルティの設定

(1) 4月1日～3月31日の1年間に完成した工事において不履行の確定がなされた企業は、その翌年度に入札公告が行われる全ての総合評価方式の評価において、企業の換算前加算点合計から発注工事の換算前加算点満点の1割を減点する。

(2) 同じ完成年度に複数の工事で不履行があった場合は、不履行工事件数に応じて減点する。

(3) 不履行工事が特定建設工事共同企業体の工事又は経常建設共同企業体の工事の場合は、それぞれの構成員に対して換算前加算点満点の1割を減点する。

【落札者決定例②】

予定価格 73,088,000円

調査基準価格 66,150,000円

失格基準価格 63,890,000円

加算点満点 15点

換算前加算点満点 130点

※前年度にD社にペナルティがある場合 13点 (130点×10%)

	A社	B社	C社	D社	E社
入札価格	63,890,000	66,150,000	66,150,000	66,200,000	66,280,000
標準点	95	100	100	100	100
加算点	10.61	11.53	11.65	10.26	11.88
加算点満点	15				
換算前得点	92	100	101	(*89) 102	103
換算前加算点満点	130				
ペナルティ	-	-	-	△13	-
標準点+加算点	105.61	111.53	111.65	110.26	111.88
評価値	16.52997	16.86016	16.87830	16.65558	16.87990
順位	5	3	2	4	1

*ペナルティ減点後の得点

8. 入札公告又は指名通知に明示する事項

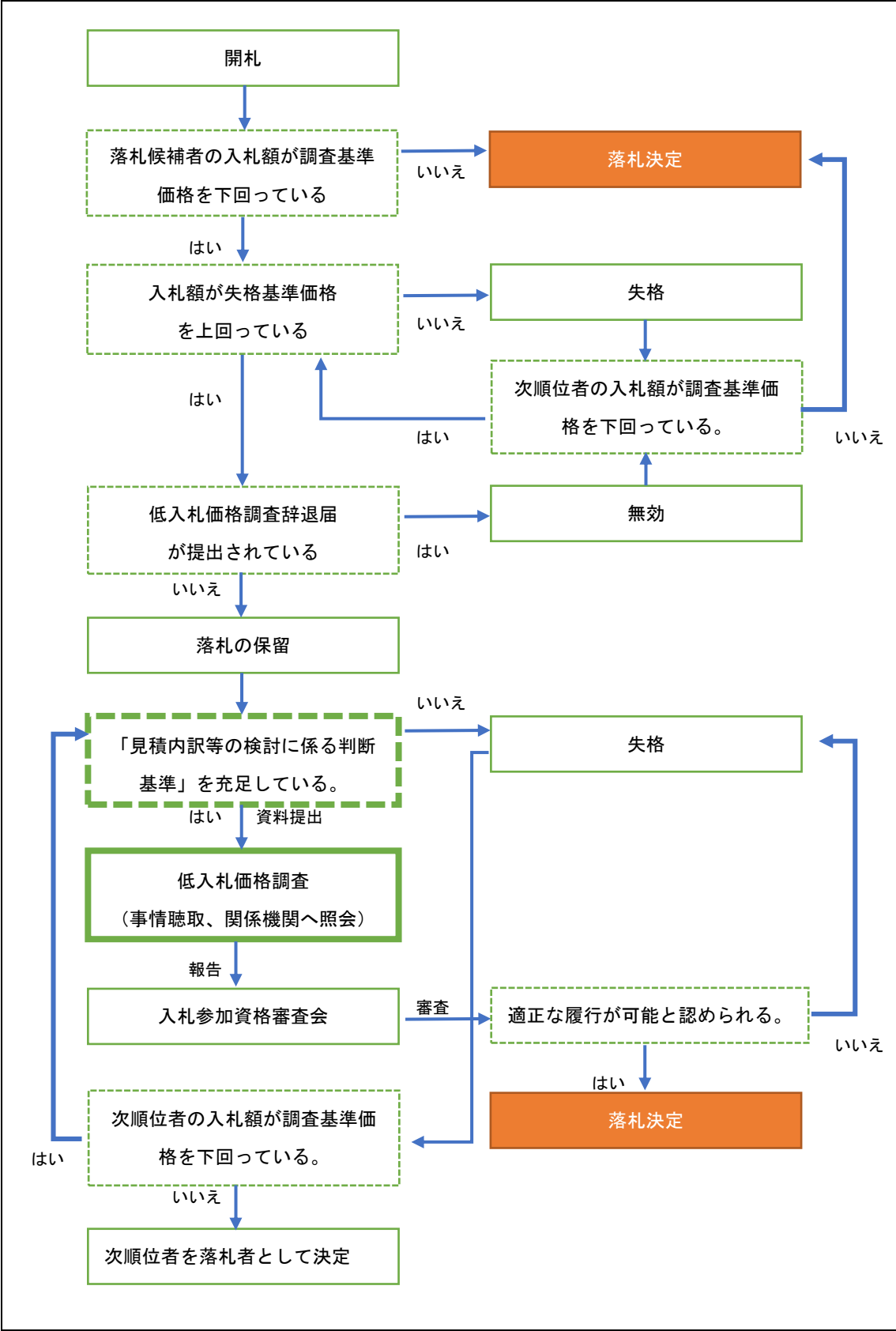
総合評価方式による入札を行う場合は、下記の事項を公告又は通知します。

- (1) 総合評価方式によること
- (2) 技術提案等の資料、提出期限及びその提出方法
- (3) 落札者決定基準及び落札者の決定方法
- (4) 菰野町低入札価格調査実施要綱に規定する項目

9. 関係法令等

- (1) 菰野町総合評価方式実施要綱
- (2) 菰野町低入札価格調査実施要綱
- (3) 菰野町低入札価格調査マニュアル
- (4) 菰野町条件付き一般競争入札による建設工事発注基準

低入札価格調査の流れ（図 1）



別表（評価項目）

大項目		中項目	小項目	評価基準	配点 (換算前加算点)	小項目配点	大項目配点	通常型 (実績)	地域防災 型	担い手未 来型	
							186	130	125	128	
企業の能力 等①	地域精進度 ・貢献度	地域精進度	本店所在地	菰野町内 菰野町外	10 0	10		10 0	10 0	10 0	
			施工地域における工事実績	菰野町内における工事実績あり 工事実績なし	5 0	5	5 0	5 0	5 0		
		地域貢献度 (災害時の対応力等)	雪水業務元請実績	有 無	5 0	5	5 0	5 0	5 0		
			公共施設美化活動実績	有 無	3 0	3	3 0	3 0	3 0		
			災害協定の評価	菰野町との災害協定あり 無	3 0	3	3 0	3 0	3 0		
			建設機械の保有状況	1台につき0.5点（上限5点） 無	5 0	5		5 0			
		社会貢献度	社会貢献度	①次世代育成支援活動実績 ②男女共同参画活動実績 ③障がい者雇用実績 ④環境マネジメントシステム ⑤人権に関する取り組み実績 ⑥「みえる・わかる・つながる！ 職業ポータルサイト」Webページへの登録 ⑦現場見学会等の開催実績 ⑧不当要求防止責任者講習の受講実績	左記の①～⑧のうち、該当する項目数 5項目 4項目 3項目 2項目 1項目 該当なし	6 5 4 3 2 0	6	6 5 4 3 2 0	6 5 4 3 2 0		
				町内業者による施工	すべて町内業者による施工 80%以上が町内業者による施工 上記以外	5 3 0	5	5 3 0	5 3 0	5 3 0	
				企業の雇用に関する取組	担い手確保・育成への取組	取組①過去4年度の間に「ユースエール認定制度」に認定されたことがある 取組②「みえの働き方改革推進企業登録制度」に登録されている	取組①②いずれかの取組実績あり 取組実績無	2 0	2	2 0	 0
						企業の技術力等	工事実績	企業の工事実績	評価対象工事（同種工事）の実績有り 評価対象工事（類似工事）の実績有り 無	20 15 0	20
	工事成績			企業が自ら選んだ過去5年度の菰野町の工事成績点を評価 85点以上 75点以上85点未満（申告工事成績点-75点）+10点 75点未満 実績無	20 10 0				20 5	20 0 0	20 0 0
	品質マネジメント			品質マネジメントシステムの認証	認証有り 認証無し		3 0	3	3 0		
		労働安全衛生マネジメント	労働安全衛生マネジメントシステムの認証 認証有り 認証無し		5 0		5		5 0		
	災害時の事業継続力	事業継続計画（BCP）策定の有無	有り 無し	2 0	2	2 0	2 0	2 0			
			契約件数	契約金額5千万円以上の手持工事の契約件数 0件 1件 2件以上	10 5 0	10	10 0 0	10 0 0			
	技術者の能力 ①	技術者の能力	配置予定技術者の工事実績	主任（監理）技術者又は現場代理人としての工事実績	評価対象工事（同種工事）の実績有り 評価対象工事（類似工事）の実績有り 無	10 5 0	10	工種による			
				配置予定技術者の資格保有状況	技術士、1級施工管理技士、又は国土交通大臣が建設業法第15条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者の資格 上記以外	5 0 0	5	5 0 0	5 0 0		
			配置予定技術者のCPD取組実績	各団体が発行するCPDの取組実績	推奨単位以上 推奨単位の1／2以上 左記以外	5 3 0	5	5 3 0	5 3 0		
					企業の能力 等②	企業の地域力		町内在住の常時雇用者数	1名につき0.5点（上限5点） 上記以外	5 0	5
技術士、1級施工管理技士、又は国土交通大臣が建設業法第15条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者の数	1名につき0.5点（上限5点）	5 0	5						5 0		
菰野町消防団への入団	菰野町消防団に入団している者がいる 菰野町消防団に入団している者がいない。	3 0	3	3 0				3 0	3 0		
三重とこわか健康経営カンパニーの認定	有り 無し	3 0	3						3 0		
職場体験学習の受け入れ実績	前年度において実績がある。 前年度において実績がない。	3 0	3						3 0		
工事現場へのAEDの設置	有り 無し	3 0	3	3 0				3 0	3 0		
水防訓練への参加	参加実績有り 参加実績無し	5 0	5					5 0			
技術者の能力 ②		配置予定技術者の年齢	若手技術者（39歳以下）の配置 それ以外	5 0				5			5 0
		配置予定技術者の住所地	町内在住 それ以外	5 0				5		5 0	
		企業が自ら選んだ過去5年度の菰野町工事における配置予定技術者が担当した工事成績	85点以上 75点以上85点未満（申告工事成績点-75点）+10点 75点未満 実績無し	20 10 0				20 5	20 0		
		総合評価方式の不履行による加算点の減点	当該工事の入札公告日が、菰野町が総合評価方式で発注した工事で不履行によるペナルティが課されている期間内である場合、減点を行います。	△換算前加算点満点×1割×件数							